

問い合わせ先
国土計画局総務課
企画官 田中（徹）
（内線29-103）

平成22年度

国土計画局関係予算決定概要

平成21年12月25日

国土交通省国土計画局

I. 国土計画局関係予算総括表

(単位：百万円)

事 項	H22年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比 較 増△減 (A-B)	対前年度 倍 率 (A/B)
1. 総合的な国土政策の推進	1,045	2,040	△ 996	0.51
うち、新たな大都市圏戦略の策定及び広域連携戦略の推進	407	1,192	△ 786	0.34
うち、集落生活の安定・安心等を支える地域の「絆」の再生	348	528	△ 181	0.66
2. 地理空間情報の活用の推進及び国土情報の戦略的整備	1,018	864	154	1.18
3. 総合的な交通体系整備の推進	70	62	8	1.13
4. モビリティサポートの推進	249	101	148	2.46
5. 自然災害等への迅速な対応	30,000	15,000	15,000	2.00
6. 公共事業の効果増進のための機動的措置	0	40,000	△ 40,000	皆減
7. その他	297	374	△ 77	0.79
合 計	32,678	58,441	△ 25,763	0.56

(注1) 端数処理の関係で、合計、比較増△減は必ずしも一致しない。

(注2) この他、前年度予算額については地域自立・活性化交付金(30,000百万円)を別途計上。

II. 予算の概要

1. 総合的な国土政策の推進

予算額 1,045百万円 (対前年度比 0.51倍)

うち、新たな大都市圏戦略の策定及び広域連携戦略の推進

予算額 407百万円 (対前年度比 0.34倍)

三大都市圏の国際競争力強化に向けた新たな大都市圏戦略の策定を進めるとともに、広域的な戦略目標の実現方策を責任を持って実現する産学等の民間連携主体が各地で内発的に立ち上げられ、その活動を活性化させるための制度構築に向けた検討を行う。

また、複数都道府県が連携・協力して行う広域連携戦略を支援するとともに、広域地方計画協議会を活用し府省横断的に広域地方計画(平成21年8月策定)の推進を図る。

うち、集落生活の安定・安心等を支える地域の「絆」の再生

予算額 348百万円 (対前年度比 0.66倍)

「新しい公共」の考え方に基づく多様な主体の活動環境整備のため、活動主体間の情報共有の促進等の政策を推進する。

また、人口の減少、高齢化等が著しく、その維持・存続が危ぶまれる集落等において、集落生活の安定、集落機能の維持、国土の管理等が図られるよう必要な対応方策を検討する。

2. 地理空間情報の活用の推進及び国土情報の戦略的整備

予算額 1,018百万円 (対前年度比 1.18倍)

地理空間情報高度活用社会の実現を図るため、産学官の連携等により地理空間情報の活用を推進する。そのため、地理空間情報の提供・流通に関して、個人情報保護やデータの二次利用に係る問題に対応したガイドラインの作成、新たなサービスの普及のための技術標準化等に係る検討及びG空間EXPOにおけるシンポジウムの開催等を実施する。

国土の状況についての科学的な分析、政策の企画・立案に資するよう、国土政策上の課題に的確に対応した国土情報の戦略的な整備等を推進する。

3. 総合的な交通体系整備の推進

予算額 70百万円 (対前年度比 1.13倍)

(政策統括官担当予算)

総合的な交通体系の検討に資する全国幹線旅客純流動調査や総合交通分析システム(NITAS)の整備を実施するとともに、広域的な交流・連携や移動が困難な地域等のモビリティ確保など総合的な交通体系に関する検討を行う。

4. モビリティサポートの推進

予算額 249 百万円 (対前年度比 2.46倍)
(政策統括官担当予算)

段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を図るとともに、ユビキタス技術等を活用した移動制約者に対するモビリティサポートサービスの普及・展開を図る。

5. 自然災害等への迅速な対応

公共事業関係費 予算額 30,000 百万円 (対前年度比 2.00倍)

住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・豪雨・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、又は推進を図る。

Ⅲ 主要事項

歩行空間ネットワークデータの整備 (政策統括官担当予算)

政策統括官付参事官付 鈴木 (研) (内線53-102)

予算額 148百万円 (皆増)
 (「モビリティサポートの推進」 249百万円の内数)

1. 施策の目的

少子高齢化社会に向けて、高齢者や障害者等の移動制約者が必要に応じ移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動して積極的に活動できる環境を構築することが必要不可欠である。

このため、施設のバリアフリー化等ハード施策に併せたバリアフリールート情報の提供などソフト施策を実施することで、ハード施策と相まってより一層の歩行者の利便性の向上が図られる。このことから、段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を図る必要がある。

2. 施策の概要

段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含む歩行空間ネットワークデータを整備し、広く一般に公開する。

本データを活用したバリアフリーマップの作成やバリアフリー経路検索並びに移動案内サービスの提供などにより、高齢者、障害者等の移動制約者の利便性の向上が図られる。さらには、ユビキタス技術を活用した高度な移動案内サービス等が展開されることも期待される。

